

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 6月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	直流125V電源設備(H)用蓄電池NO. 3セルにおいて、蓄電池電解液比重が管理値を逸脱(管理値: 1.210以上に対し測定値: 1.207(20°C換算値))が認められたため、当該蓄電池点検。	GⅢ	
2	1・2号廃棄物処理設備	試料採取系濃縮廃液タンク(C)サンプリング配管において、配管の詰まり(サンプル水が流れない)が認められたため、当該配管を点検・修理。	GⅢ	
3	3・4号廃棄物処理設備	4号機廃棄物処理補機冷却系海水ポンプ(C)振幅値測定において、測定結果「注意レベル(状態基準保全において点検計画をする状態)」と診断され、振幅測定でシャフトの摩耗により振動が発生していることが認められたため、当該ポンプの点検・修理。	対象外	
4	3・4号廃棄物処理設備	固化系冷却水ユニット(A)圧縮機(2)出口圧力計において、圧力計指示不良(冷却ユニットの起動、停止において指示値が0. 8MPaから変化せず)が認められたため、当該圧力計点検・修理。	GⅢ	